A Guide to Food Labelling, Kou



目次 ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報

- ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
- ③【案内】 基本を知る ④【Q&A】 疑問をほぐす
- ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える ⑥【シリーズ】 海外編

【今月の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

この度、特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の産品の名称(地理的表示)を知的財産として保護し、もって、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的とする

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示(GI)*法) の一部が改正され、平成30年12月7日に公布されました。

注: GIとは、Geographical Indication = 地理的表示の略。

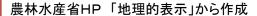
<概要>

地理的表示(GI)法については、日・EU経済連携協定の適確な実施を確保するため、

- ① 現在無期限に認められている先使用期間を原則として7年に制限、
- ② 広告等におけるGIの使用についても規制、
- ③ GI産品と誤認させるおそれのある表示の規制

等を内容とする「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律」が、平成30年11月30日に成立、平成30年12月7日に公布されました。

施行日:経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日



※続きはPage1-2、3(会員)で記載しています。

【今月の法改正等のお知らせ】解説



特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案

成立日: 平成30年11月30日 公布日: 平成30年12月7日

施行日:経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日

平成 30 年 12 月 7 日 (号外第 270 号) 第三種 郵便物 認明治二十五年三月三十一 特定農林水産物等の名称の保護に関 する法律の 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の 一部を改正する法律 た。(第三条関係 表示の使用について規制の対象とすることと広告等における特定農林水産物等に係る地理 広告等における特定農林水産物等の名称 法 且 部を改正する法律 いて所要の改正を行うこととした (法律第八八号)(農林水産 定の効力発生の日からの連携に関する日本国 独立行政法人国立印刷局 制限を行う

【今月の法改正等のお知らせ】解説



特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案

背景

日・EU経済連携協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等の名称の表示と同一の名称の表示等の使用期間の制限、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等の規定の整備を行う必要がある。

改正の概要

1 先使用期間の制限等

- ・先使用(GI保護前からGIと同一の名称等を使用していた場合)については7年間に制限することとされたことから、現在無期限に認められている先使用期間を原則として7年間に制限する。
- ・現行法では、先使用品とGI産品を識別するためにGIマークの表示を義務としていたが、先使用期間が制限されることなどから、GIマークの表示を任意とする。
- 2 広告等におけるGI使用の規制
- ・産品へのGIの表示だけでなく、広告等サービス分野におけるGI使用も規制することとされたことから、産品へのGIの貼付に加え、広告等におけるGIの使用についても規制する。
- 3 GI産品と誤認させるおそれのある表示の規制
- ・~タイプ、~スタイル等GI産品でないことを明らかにした表示のみならず、原産地を正しく表示した場合であってもGI産品であるかのように示唆する手段で公衆を誤認させる表示についても規制することとされたことから、文字や国旗等を組み合わせた結果GI産品と誤認させるおそれのある表示も規制する。

農林水産省HP「地理的表示」から作成

【先月の回収事故の分析】 2018年12月

食肉製品は食品衛生法で保存基準が定められています。

事件	時期	回収内容		
食肉製品(ラッ クスハム)の保 存方法の間違 い	2018 121	「水分活性0.95未満、保存方法10℃以下」と表示していたが、行政機関による収去検査の結果、水分活性が0.95であり、保存方法を4℃以下と表示する必要があったため。 なお、当該商品と同時に塩漬を行った商品についても回収することとした。		

非加熱食肉製品と特定加熱食肉製品は水分活性で保存温度の基準が異なります。

※ 解説はPage2-2,3(会員)で記載しています。

【先月の回収事故の分析】 2018年12月



(行政の公表資料から)

製品写真



表示





(食品衛生法の保存基準)

	基準 水分活性	製品例		保存基準
	(Aw)	単一肉塊	非単一	
非加熱食 肉製品	水分活性 0. 95以 上	ラックスハ ム、ベーコ ン等		4℃以下
	水分活性 0. 95未 満 ■※1		セミドライ ソーセー ジ等 ■※2	10℃以下

■ 非単一の場合

- ※1 非単一はAwO. 91未満又はpH5. 0未満
- ※2 最終製品のpH4. 6未満又はpH5. 1未満かつAwO. 93未満は常温保存可能

食品衛生法第10条に基づき、厚生労働大臣が使用してよいと定めた食品添加物です。食品衛生法施行規則別表1に収載されています。この指定の対象には、化学的合成品だけでなく、天然物も含まれます。なお、香料については「エステル類」等の一括名称で指定した18類の分類に該当すると判断したものを通知で示しています。

指定添加物リスト(規則別表第1)2018年7月3日改正

■ 134(一括名で香料で表示できる指定添加物) 目 ■ 18(18類香料リスト)

L 202 🗆 🖯

天然香料基原 物質リスト (**612品目**)2010 年10月20日

通知(18類の香料リスト)2013年7月25日

3004品目

<厚生労働省により18類の分類に該当すると判断された具体的品目>

イソチオシアネート類(18) インドール及びその誘導体(4) エーテル類(276) エステル類(1313) ケトン類(314)

脂肪酸類(136) 脂肪族高級アルコール類(208)

脂肪族高級アルデヒド類(131) 脂肪族高級炭化水素類(19)

チオエーテル類(171) チオール類(83) テルペン系炭化水素類(38)

フェノールエーテル類(43) フェノール類(62) フルフラール及びその誘導体(7)

芳香族アルコール類(35) 芳香族アルデヒド類(68) ラクトン類(78)

既存添加物名簿 収載品目リスト (365品目)2014年 1月30日最終改正

一般飲食物添加物 品目リスト(**72品目** (細目106品目)) 2010年10月20日

品名や種類別は 名称と同じかな?

【Q81】一括表示の名称の代わりに商品名や商標が表示してあれば名称は不要ですか?

※ 解答と解説はPage4-2, 3(会員)で記載しています。

[Q81]

解答•解説

商品名は商品を販売する際の呼び名です。商品名に固有名詞があれば商品の標章(商標)となります。これを、登録すれば登録商標として、権利化できるものもあります。一方、一括表示の名称は商品の分類を基本とし、その内容を表す一般的な名称とされています。従って、汎用性のある文言であり、誰でも使用できるものです。

具体的には、「ヘルシーステップ」という商品名を野菜サラダに表示する場合、商品名を登録して権利化できれば登録商標になります。一括表示の名称は分類上の呼び名の「サラダ」等になります。

一括表示の名称を表示するときの方法は?

- ① 名称は表示をしようとする加工食品の内容を表す一般的な名称を表示します。
- ② ただし、乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。)及び乳製品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条の定義に従って「加工乳」「クリーム」「脱脂粉乳」等、種類別を表示します。
- ③ また、食品表示基準別表第4(個別食品44食品群)において、別途名称の表示方法が定められている食品はそれに従って表示しますトマト加工品、農産物漬物等があります。
- ④ なお、食品表示基準別表第5で定められた食品(上記44品目のうちの28食品群)の名称は、その加工食品以外に使用することはできません。みそ・しょうゆ・食酢等があります。
- ⑤酒類は酒税法3条の定義に従って表示します。また、公正競争規約で定義された名称はそれに従って表示できます。

コラム【Q&A】解説

表示する記載箇所は?

- ①商品名や商品の標識がその内容を表す一般的な名称であれば一括表示の名称として使用することができます。
- ②この場合、主要面に上記①の商品名が記載されてあれば名称を省略できます。つまり、<u>名称</u> <u>が主要面に記載してあれば一括表示内の名称は省略できる</u>ということです。
- ②また同様に、食品表示基準別表第4(個別食品44食品群)において、別途名称の表示方法が定められている食品は当該名称を主要面に記載してあれば、一括表示内の名称を省略できるとされています。(基準第8条)

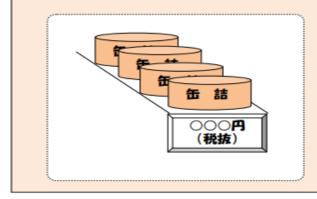
名称の事項名の他は?

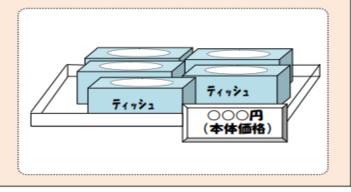
- ①基準 別記様式一 備考
 - 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」、「種類別」又は「種類別名 <u>称」と表示することができる。</u>
- ②ただし、乳と乳製品においては「種類別」と表示します。
- ③また、酒類においては酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律により「品目」と表示します。

商品価格は消費税を含めた総額で表示します。しかしながら増税をスムースに導入するため、特例として、2021年(平成33年)3月31日までは、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいこととされています。

誤認防止の具体例

例えば、個々の商品の陳列棚の棚札等に税抜価格のみ記載して、その価格が税抜価格で あることが明瞭に分かるよう(税込価格と誤認されないよう)に、次のような表示を行う。





- (1)〇〇〇円(税抜き)
- (2)〇〇〇円(税抜価格)
- (3) 〇〇〇円(税別)
- (4) 〇〇〇円(税別価格)
- (5) 〇〇〇円(本体)
- (6)〇〇〇円(本体価格)
- (7) 〇〇〇円+税
- (8) 〇〇〇円+消費税

財務省HP 消費税資料から抜粋

※ 解説はPage5-2、3(会員)で記載しています。

総額表示への示唆

平成25年6月に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)により、総額表示義務の特例が設けられました。特例の内容は次のとおりです。

事業者は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、平成25年10月1日から平成33年3月31日までの間、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいこととされています。

なお、総額表示を要しないこととされている場合(税込価格を表示しない場合)であっても、総額表示に対応することが可能である事業者には、消費者の利便性に配慮する観点から、自らの事務負担等も考慮しつつ、できるだけ速やかに、総額表示に対応するよう努めていただくこととなります。また、消費税の総額表示義務は、「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするためのものであり、例えば、適切に表示された税込価格と併せて、税抜価格を表示するという対応も可能です。

※ 平成28年11月の税制改正により、消費税転嫁対策特別措置法の適用期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長されました。

財務省HP 消費税資料から抜粋

総額表示へのこだわり

Q. 消費税転嫁対策特別措置法第 10 条第2項において、総額表示義務の特例を適用する事業者は、「できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない」とされていますが、具体的に、いつまでに、税込価格を表示すればよいのですか。

A 総額表示義務は、消費者がその商品を購入するときにいくら支払えばよいか、一目で分かるように、商品等の価格を表示する際には、消費税相当額を含む支払総額を記載することを義務付けるものです。

このような消費者の利便性に配慮する観点から、ご質問のように、総額表示義務の 特例を適用する事業者においては、できるだけ速やかに、税込価格を表示していただ くという努力義務規定が設けられています。

したがいまして、具体的にいつまでにという期限が定められているものではありませんが、総額表示義務の特例を適用する事業者の方々であっても、総額表示に対応することが可能である事業者には、消費者の利便性に配慮する観点から、自らの事務負担等も考慮しつつ、できるだけ速やかに、総額表示に対応するよう努めていただくこととなります。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は平成33年3月31日で失効することとされていますので、総額表示義務の特例も同日までです。このため、平成33年4月1日からは、総額表示を行っていただく必要があります。

財務省HP 消費税資料から抜粋

外国の方(インバウンド)にも日本の食品表示を!

食品表示を英語で紹介できる。

インバウンド(訪日外国人旅行)の買い物の際に困らないように、日本国の食品表示の基本を伝えるために学ぶシリーズです。従って、初めて食品表示を学ぶ方にもきっと役立ちます。

今回は

百貨店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等、小売店で食品を購入する際に表示をチェックしてみましょう。

代表的なスーパーでの買い物をとおして表示を見てみましょう。

まず商品の名前と価格を知ることが大切です。

スーパーの入り口近くには生鮮食品が並んでいます。

生鮮食品はその外観がわかるので、商品の名前を見なくても購入できますが、牛乳等の加工食品は中身がみえないので、しっかりその名称を確認してください。

一般に「名称」という項目(事項名)で表示されています。また、牛乳や乳製品は「種類別」、お酒は「品目」と表示されています。 その他に「品名」や「種類別名称」の文言もありますが、その意味は「名称」と考えてくさって結構です。

<単語集> 名称:Name 商品名:Product name 消費税:consumption tax 本体価格:Base price

生鮮食品:perishable food 加工食品:processed food

外国の方(インバウンド)にも日本の食品表示を!

国産小豆使用のどら焼き: Dorayaki with domestic red bean use

名称: Name 和生菓子: Japanese sweets

国産小豆使用のどら焼き

名称 和生菓子

原材料名--砂糖(国内製造)、小麦粉、小豆、鶏卵、水あめ、はち

みつ、しょうゆ、植物油脂 / ソルビット、膨張剤、香料、

(一部に卵・乳成分・小麦・大豆を含む)

内容量 1個

賞味期限 31.2.8

保存方法 直射日光を避け、涼しい所に保存してください。

製造者 日本製菓株式会社

東京都新宿区○○町●-●

お問合せ先 0120(〇〇)〇〇〇

- ▲本品の製造工場では乳成分を含む商品を製造しています。
- ▲はちみつを使用しています。1歳未満の乳児には与えないでください。 〈取扱い上の注意事項〉
- ●袋の中に脱酸素剤が入っています。食べ物ではありませんので口に 入れないでください。



【次回2月号につづく】

※ 解説はPage6-3(会員)で記載しています。

外国の方(インバウンド)にも日本の食品表示を!

どら焼き(Dorayaki)は和菓子(Japanese confectionery)の分類のうち、水分を30%以上含むものは生菓子ですので和生菓子(Japanese sweets)と分類されています。

また、一括表示(Batch display)の名称は「その内容を表す一般的な名称」を表示します。 そこで、名称の欄には、「和菓子」「和生菓子」「どら焼き」と表示されているのです。

Dorayaki (Dorayaki) is one of the classifications of Japanese confectionery (Japanese confectionery), moisture Those containing 30% or more are classified as Japanese confectionery (Japanese sweets) because it is a confectionery It is.

In addition, the name of batch display is "general name representing its content".

Therefore, in the name column, "Japanese sweets" "Japanese confectionery" "Dorayaki" is displayed.

一括表示の枠外に記載してある「国産小豆使用のどら焼き」は商品名ですが、「どら焼き」の名称があるので、この商品名から商品の名称が分かります。 このように商品名や商品の外観から名称がわかる場合もあります。 そこで、名称の記載がないときは、商品名をみればどんな食品かわかるしくみになっているのです。

"Dorayaki with Domestic Azuki Beans" outlined in the batch display is the product name,

Because there is a name of "Dorayaki", you can understand the name of the item from this product name.

As you can see, the name may be known from the product name or product appearance.

Therefore, when there is no mention of the name, it is possible to understand what kind of foods by seeing the product name

It is becoming.

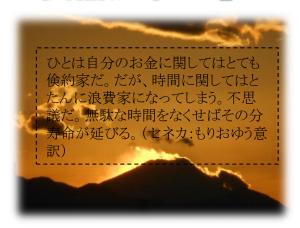
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、 お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお 願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2019年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品 2019年 1月号]



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。